

仕 様 書

1 業務名

令和6年第1四半期札幌市観光客消費動向アンケート業務

2 業務の目的

市内観光客、道内観光客、道外観光客及び外国人観光客の消費動向や動態等を把握する。

3 業務の内容

(1) 札幌市における観光動向調査

「第6回北海道観光産業経済効果調査」（北海道経済部観光局、平成29年5月公表）に倣い（ただし、観光地域は札幌市内に限定）、札幌市における観光消費額を推計するのに用いる基礎データ取得のため、令和6年1月～3月にアンケート調査を実施する。また、必要に応じて、協力者にはインセンティブとなる特典を与えるなどサンプル数の確保に努めることとし、内容については委託者と協議のうえ、受託者が準備すること。

ア 市内観光客（札幌市民）

200名のモニター（令和6年1月～3月に旅行した者）を募集し、市内での観光行動及び観光消費額を調査する。

イ 札幌市以外に居住する道内観光客

200名のモニター（令和6年1月～3月に旅行した者）を募集し、市内での観光行動及び観光消費額を調査する。

ウ 道外観光客

200名のモニター（令和6年1月～3月に旅行した者）を募集し、市内での観光行動及び観光消費額を調査する。

エ 外国人観光客

空港等においてアンケート調査を行い、市内での観光行動及び観光消費額を調査する。目標サンプル数は200名とする。調査票は英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、タイ語の5言語で用意する。

(2) 消費実態分析

(1)に基づき、の属性別の消費単価を推計する。属性は、札幌市民、道内観光客、道外観光客、外国人観光客の4区分とする。消費単価の推計に当たっては、「第5回札幌市観光経済効果調査」における推計方法に準じ、パッケージツアー料金分を別途推計するなど、前回調査からの継続性に留意すること。

【参考：調査票や分析の参考となる調査】

第5回札幌市観光産業経済効果調査（札幌市）

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/program/documents/01houkokusyo.pdf>

旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究（国土交通省観光庁）

<https://www.mlit.go.jp/common/001415552.pdf>

4 成果品

- (1) Microsoft Word 形式の消費単価報告書
- (2) Microsoft Excel 形式の集計データ

5 業務履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

6 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作権物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び契約約款に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 疑義の解消等

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本市業務担当者とは協議し承認を得ること。

(4) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の

内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(5) その他

仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について委託者と受託者間で協議し、変更部分の文書、ドキュメントの整備を行うほか、必要に応じて再度の見積もりを行うこととする。

8 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。